

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (千円)	随意契約理由	根拠法令	担当部署 (問合せ先)
神戸港モーダルシフト促進事業	R3. 10. 8	阪神国際港湾(株)	104, 312	阪神国際港湾株式会社は、神戸港の貨物集貨について、戦略港湾政策の一環として、内航フィーダーやフェリーを活用した集貨施策に取り組んでおり、さらに港湾運営会社としてフェリーふ頭・在来貨物を取扱うライナーふ頭・コンテナターミナルを運営していることから、神戸港の物流について熟知している。本業務は神戸港を活用した新たな物流サービスの構築のために実施する業務であり、これらの経験、ノウハウ等が必要である。加えて、阪神港および神戸港ではこれまで協調して集貨支援事業を実施してきており、また既存事業との整合を図りながら更なる集貨政策を進める必要があることから、本業務について、阪神国際港湾株式会社以外には履行できる委託先は無い。	地方公営企業法第21条の14第1項2号及び6号	物流戦略課 595-6302
湾岸道路西伸部事業に伴う補償調査追加業務②	R3. 10. 25	(株)NISSO大阪支店	5, 434	昨年度の補償調査により、現地の状況、物件等を既に把握しており、権利者とも面識がある。「神戸市の公共事業の施行に伴う損失補償」のための用地調査等業務について、資産活用課が定める実施可能事業者であるため、昨年度の調査内容を踏まえた業務が可能であり、工期の短縮や経費の節減も見込まれるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 第2号	経営課 595-6279
令和3年度神戸港内航フェリーPR事業	R3. 11. 2	神戸フェリーバス(株)	2, 911	本業務は、神戸港において、物流・人流を支える重要な公共交通機関である内航フェリーについて、その活性化を図るため、広告物の作成及び神戸港の各フェリーターミナルへのバス路線を利用したPRを実施するもの。 内航フェリーに乗船する徒歩客が利用できる定時運行の交通機関は、神戸港の各フェリーターミナルと神戸市内の駅（三宮、JR住吉、阪神電車御影駅、阪急電鉄御影、六甲ライナーアイランド北口）を結ぶ神戸フェリーバス(株)の定期バス路線のみであり、多く利用されている。 本業務については、上記バス路線を唯一運行しており、複数のフェリー会社との調整が可能であるとともに、各社の広報も行っており、また、デザインのノウハウもある神戸フェリーバス(株)以外に履行が可能な委託先はないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 第2,6号	物流戦略課 595-6287
ポートアイランド地区 緊急輸送道路浸水対策設計業務	R3. 11. 9	協和設計(株)	52, 888	排水施設と併せて浸水対策の効果を最大化するためには、流域内の雨水排水の状況や排水施設の設計内容を熟知し、これらを踏まえ、適切な位置・規模等での設計を行う必要がある。 以上のことから、排水施設の詳細設計を実施した当該委託先に業務を委託する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当	海岸防災課 595-6329
JR須磨駅前地区バリアフリー対策検討業務	R3. 11. 28	ジェイアール西日本コンサルタンツ(株)	6, 050	本業務は、JR須磨駅から海岸に至るバリアフリー対策を検討するため、JR須磨駅の建物の構造や現状を把握し、他の駅と整合を図りながら実施する必要がある。そのため、北側のエレベーターや他の駅の設計をしている業者に委託することが、効率的かつ確実な遂行が可能と判断されるため、当該業者以外に適切な者は考えられない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 第2号	海岸防災課 595-6323

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (千円)	随意契約理由	根拠法令	担当部署 (問合せ先)
神戸港陸開遠隔監視システム設計及び整備業務（その4）	R3. 11. 17	西日本電信電話(株) 兵庫支店	7, 526	<p>平成30年度および令和元年度に、神戸港陸開遠隔監視システム設計及び整備業務（その1、その2）を実施した西日本電信電話(株)は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「神戸港陸開遠隔監視システム設計及び整備業務」の設計・構築を実施しており内容を熟知している。 ○「神戸港陸開遠隔監視システム設計及び整備業務」と密接な関係にある「神戸港水門・陸開等遠隔操作化・監視設備工事」の設計・構築も実施しており内容を熟知している。 ○これら二つの既存のシステムと今回の拡張整備のシステムは一体不可分の関係にあり、西日本電信電話(株)以外の会社が設計・構築した場合、既存箇所の仕様変更リスク並びに仕様変更に伴う構築費の増額に繋がることとなる。 ○更に、西日本電信電話(株)以外の会社が構築した場合、障害発生時の故障箇所の切分けから回復までの復旧時間の増加のリスク、及び故障箇所が不明なまま復旧した場合、責任の所在が不明確になる事から、一体不可分のシステムとして西日本電信電話(株)が設計・構築を実施させることが適切である。 ○陸開に設置する、LPWA通信可能な開閉センサについては塩害や水害、高熱などの特殊な環境でも稼動しうる専用のセンサーであり、類似製品が市場では提供されていない。 ○通信方式であるLPWA（LoRaWAN）における通信基地局の設計・設置について西日本電信電話(株)は他政令都市でも導入実績があり、高いノウハウを有している。 ○内閣府が実施している、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）、「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」において西日本電信電話(株)もメンバーとしてLPWAやセンサの研究開発を国の機関と連携して取り組んでおり、これらの技術分野におけるリーディングカンパニーである。 <p>以上により、西日本電信電話(株)が本業務の唯一の委託先候補である。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工務課 595-6311
フィッシュダンスモニュメント外装調査他業務	R3. 12. 2	(株)竹中工務店 神戸支店	6, 490	<p>本業務は、メリケンパーク内に位置する工作物（フィッシュダンスモニュメント）の外装調査及び今後の塗装改修工事に向けた施工計画等の作成業務等を行うものである。</p> <p>当工作物は民間建設で寄贈を経て当局に渡ったため図面等の資料が少なく、その形状が複雑であることから外装調査、仮設計画等の施工計画立案にあたっては、構造的な影響、近接する施設への影響、コスト等について総合的に検討を行いながら進める必要がある。</p> <p>また、モニュメントの「ひれ」にあたる金網と芯材を繋ぎとめている鉄線の損傷度調査に合わせ、台風等強風時の飛散防止対策として確認した不良部を外部側から結束していく必要がある。</p> <p>委託先候補は、建設当初から施工者としてこれまでに行われた8回の塗装更新のうち7回の業務を行っており、当工作物の仕様・構造を熟知し、本業務に精通した知識と技能を持つ唯一の業者である。</p>	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	工務課 595-6317

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (千円)	随意契約理由	根拠法令	担当部署 (問合せ先)
神戸ポートタワー工事期間中の賑わい創出業務	R3. 12. 7	(株)神戸ウォーターフロント開発機構	34, 703	本業務には、市の上位方針等の考え方や、周辺地域の特徴や特性を理解し、ウォーターフロントエリア全体を活かす視点で賑わい創出の企画を行う必要がある。 この目的を効率的かつ最大化して実現できるのは、同エリアのマネジメントや地域活性化等の先導的役割を担い、魅力的で持続性のある都心・ウォーターフロントの形成を目指すことを目的として設立され、同エリアを対象とし、まちづくりを担う団体として都市再生特別措置法に音づく都市再生推進法人の指定も受け、エリア内事業者と継続的にコミュニケーションを行っている委託先以外にはいないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 第2号	ウォーターフロント再開発推進課 595-6306
ポートアイランド西緑地等公衆便所概略検討業務	R3. 12. 8	(株)昭和設計	4, 994	本業務は、見積合わせにより業務発注を行ったが、全社が「他の業務への従事のため、当該業務への技術者の配置が困難」という理由で入札辞退となった。しかし本業務は、物流ドライバー確保の国策に寄与し、神戸港勢の維持・発展を後押しするものであるため、一刻も早い実施が必要な業務であった。したがって、公衆便所という建築物の上下水道設計が可能であり、ポートアイランドで設計実績があり、島内の地下埋設物の状況を熟知し、業務の実施が可能な(株)昭和設計と契約を行った。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 第2号	港湾計画課 595-6303
堤外地情報共有システム構築業務（その4）	R4. 1. 27	西日本電信電話(株)兵庫支店	23, 386	本業務は、台風等による高潮発生時に港湾事業者等が、いち早く避難行動を自発的に行うための情報ツールとして、沿岸部にライブカメラの追加設置及び神戸市行政防災無線に併設するカメラと連携し、潮位や波浪の状況が確認できる映像を神戸港防災ポータルサイトのシステムに取込み、配信するものである。 また、本業務で整備する情報提供システムは、神戸港陸閘水門の遠隔制御監視システムと連携させることとしており、津波発生時においても、遠隔制御システムで 鉄扉の閉鎖情報を神戸港防災ポータルサイト上でリアルタイムに監視することが可能となる。 本業務委託先は、「堤外地情報共有システム構築業務」を受託し、神戸港防災ポータルサイトの開設に携わったとともに、陸閘の遠隔制御監視システムの設計・施工も行っており、内容を熟知している。本業務 については、システムを構築した委託先以外では改修を行うことが出来ないことから、本業務委託先が設計・構築を実施させることが適切である。 以上により、本業務の確実な履行のためには、本業務委託先候補以外に適切な者は考えられない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 第 2 号	海岸防災課 595-6325
効率的な電子データの管理運用に関する調査業務（2）	R4. 2. 4	コニカミノルタジャパン(株)	3, 644	文書管理に精通した専門的知識が必要不可欠であることに加え、課内別ラインの管理方法を設定・運用開始した際に、既存方法と全く異なる方法となることで、課全体での管理が煩雑化してしまうことを防ぐために、可能な限り昨年度実施した業務を踏襲する必要があるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 第2号	経営課 595-6278

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (千円)	随意契約理由	根拠法令	担当部署 (問合せ先)
神戸ウォーターフロント情報発信のためのデジタルサイネージ設備整備業務	R4. 3. 28	㈱神戸ウォーターフロント開発機構	31,000	<p>本業務には、市の上位方針等の考え方や、周辺地域の特徴や特性を理解し、ウォーターフロントエリア全体を活かす視点で情報発信の方法を検討する必要がある。</p> <p>この目的を効率的かつ最大化して実現できるのは、同エリアのマネジメントや地域活性化等の先導的役割を担い、魅力的で持続性のある都心・ウォーターフロントの形成を目指すことを目的に、同エリアを対象とし、まちづくりを担う団体として都市再生特別措置法に音づく都市再生推進法人の指定も受け、エリア内事業者と継続的にコミュニケーションを行っている委託先以外にはいないため。</p>	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 第2号	ウォーターフロント再開発推進課 595-6306